研　究

旗本西高木家伝来の黒漆文庫の復元

Restoration of “Kurourushibunko” inherited in Nishi-Takagi family

名古屋大学附属図書館研究開発室
Nagoya University Library Studies

石　川　　寛
ISHIKAWA, Hiroshi

Abstract

I attempted to restore “Kurourushibunko” which the Nishi-Takagi family transmitted. Important materials related to the Nishi-Takagi family such as genealogy and historical documents are stored in “Kurourushibunko”.It has been kept carefully in the Nishi-Takagi family since the early modern era, but the original order has been disrupted.Therefore, I attempted to restore “Kurourushibunko” to the state of catalogs created in Kaei era, and also revealed its contents.

Keywords

The House of Takagi under direct retainer of the shogun（旗本高木家）,
Takagi Family Documents（高木家文書）,
Genealogy creation（系譜編纂）

はじめに

名古屋大学附属図書館が所蔵する高木家文書は、旗本西高木家の旧蔵文書群である。旗本高木家は、西高木家（一三〇〇石）、東高木家（一〇〇〇石）、北高木家（一〇〇〇石）の三家からなり、江戸に常駐した一般の旗本とは異なり、知行地に在住して参勤交代をおこなう交代寄合の格式をもつ家柄であった。戦国期には養老山地東部一帯に勢力を張る土豪であったが、関ヶ原合戦後に近江・伊勢と国境を接する美濃国石津郡時・多良両郷（現在の岐阜県大垣市上石津町域）の内に知行地をあてがわれて以降、明治維新にいたるまで同地を支配しつづけた。また、西高木家の当主は維新後も同地に居住し、学区取締や郡長・衆議院議員などの公職を歴任する。

戦後、西高木家は財政整理上の理由から文書群を市場に流出させたが、名古屋大学が二度にわたって購入し、同大学附属図書館に収蔵した。総点数は一〇万点近くにのぼると見積もられている。また、同じ時期に一部（約二二〇〇点）が福長氏の手に渡り、近年福長氏から上石津町（現大垣市）に寄贈された（福長氏旧蔵西高木家文書）。この他にも個人蔵に帰した高木家文書が数百点確認されている。[1]

また、現在も旧蔵者である西高木家において大切に保管されている近世以来の文書群もあり、それらについては伊藤孝幸氏が一九九三・九四年度の二回にわたり調査・整理を実施し、「高木貞勝氏所蔵高木家文書目録」を公表するとともにその中の重要文書を翻刻した。[2]目録の概要は次の通りである。

高木貞勝氏所蔵高木家文書目録

一　～三二　一二冊五八通二枚（黒漆文庫入り文書）
三三～五一　八冊一一通三枚（家紋付木箱入り文書）
五二～六六　一冊一四通
六七～九五　二〇冊一一通一枚一綴
九六～一一〇　一四冊一通（漆紙貼付木箱）
一一一　一通

その後、秋山晶則氏も調査に入り、本願寺改派問題に関する文書一括（一三通）を新たに確認し、二〇〇二年度に「高木貞勝氏所蔵文書（補遺）」として目録を公表した。[3]

筆者も、高木家のご理解とご協力により、二〇一五・一六年度に所蔵文書の再調査と整理を実施した。その過程で西高木家に伝来する黒漆文庫について新たな知見を得ることができた。そこで本稿では、黒漆文庫の性格を明らかにし今後の研究材料として活用できるようにするため、その復元を試みることにした。

＊

本稿で利用する高木家文書の典拠を記すときは次のように略記し、それぞれの請求番号を記す。

高木貞勝氏所蔵高木家文書＝「高木」
目録は前掲「高木貞勝氏所蔵高木家文書目録」
名古屋大学附属図書館所蔵高木家文書＝「名図」
目録は『高木家文書目録』巻一～五（名古屋大学附属図書館、一九七八～八一、八三年）
福長氏旧蔵西高木家文書（大垣市所蔵）＝「福長」
目録は『福長氏旧蔵西高木家文書目録』（大垣市教育委員会・名古屋大学附属図書館、二〇一三年）

一　黒漆文庫の原状と現状

本稿が検討の対象とする黒漆文庫は、西高木家において「黒御文庫」「黒漆文庫」「黒漆御文庫」などと呼ばれた木箱（手箱）に収納され保管されてきた文書群を指す。

その名称の初見は安永二（一七七三）年二月再改の『諸御道具帳二番』（名図F・7・(3)・1い）であり、そこには「一御家之御系図其外御太切之御書物品々入黒御文庫　壱ツ」とある。

天保十三（一八四二）年八月再改の『御書附類壱弐三御長持入取調改帳』（名図F・7・(3)・261う）においても「一御家之御系譜其外御家附御大切之御書付類入　黒漆文庫壱ツ」と記録されている。なお、この蔵書目録から、現存文書と照合の上、文書と目録に朱筆で番号が付与されたが、黒漆文庫だけは「番外」と振られており、通常の文書

とは別の扱いを受けていたことがわかる。

蔵書目録にみえる「黒漆文庫」に収納されていた文書群については、嘉永四（一八五一）年七月二十六日に目録が作成された。これが「黒漆御文庫江入目録」であり、西高木家十一代当主の経貞と嫡子貞広が内容を確認して、家老格の三和六左衛門義故が認めた。

「黒漆御文庫江入目録」は、附属図書館所蔵文書（名図F・8・(1)・268）と高木貞勝氏所蔵文書（高木25）の両者に伝わっている。ほぼ同じ内容であるが、附属図書館版は「黒漆御文庫江入目録」の後に「白木桐之箱江入目録」が続いている。「白木桐之箱江入目録」については作成日や作成者の記載はないが、内容や筆跡から考えて「黒漆御文庫江入目録」と同時に作成されたものと考えられる。本稿では〝白木桐箱文書〟と呼び、黒漆文庫に関連する文書群として扱うことにする。

目録に採録されている文書は、「黒漆御文庫江入目録」が二四件、「白木桐之箱江入目録」が三二件である。ただし、多くが一括文書なので実数は増加する。

さて、黒漆文庫に関して、今回の調査で気がついたことが二点ある。第一は木箱についてである。伊藤孝幸氏は、高木貞勝氏所蔵文書の一部を収納していた木箱を、その形状から〈黒漆文庫〉〈家紋付木箱〉〈漆紙貼付木箱〉と名付けた（以下〈　〉は伊藤氏が名付けた木箱を指す）。この〈黒漆文庫〉の名称は「黒漆御文庫江入目録」から採ったものと思われる（それゆえ〈黒漆木箱〉とはしなかったのであろう）。

このうち〈黒漆文庫〉と〈家紋付木箱〉の法量は次の通りである（単位はセンチメートル）。

〈黒漆文庫〉

函　三四・五×二七・〇×八・三

蓋　三六・〇×二八・一×八・〇

〈家紋付木箱〉

函　三五・〇×二七・〇×四・八

蓋　三六・八×二八・七×五・四

両者は幅と奥行きがほぼ同じであり、〈家紋付木箱〉の上に〈黒漆文庫〉を重ねて紐で結んだ状態で伝わっていた（写真参照）。

しかし、〈家紋付木箱〉の紐の取り付け位置が不自然で後から取り付けた可能性があること、また重ねると家紋が隠れてしまうことなどを考慮すると、はじめは〈家紋付木箱〉に文書を収納していたところ、収納すべき文書が増加したため（後述）、新たに〈黒漆文庫〉を製作し、重ねて保管できるように紐を取り付けたものと思われる。したがって、嘉永期の「黒漆御文庫江入目録」が対象とする文書は、伊藤氏のいう〈黒漆文庫〉と〈家紋付木箱〉の両方の木箱に収納されていた文書を指していたと考える。

第二に目録と現状の相違である。欠けているものも多いが、「黒漆御文庫江入目録」と「白木桐之箱江入目録」には先頭から順に番号が付されており、該当する文書の端裏や包紙・紙袋に朱筆でその番号が書かれている。この番号を手掛かりに、嘉永期の「黒漆御文庫江入目録」と伊藤氏が整理した「高木貞勝氏所蔵高木家文書」を照合すると、すでに嘉永期の原状を留めていないことが判明する。しかも、紙袋上書とその中の文書が一致しないものもあり、少なからず錯乱した状態にある。伊藤氏はこうした原状と現状の矛盾に気がついていたと思われるが、現秩序（現状）を尊重して目録を作成したのであろう。そのため原秩序（原状）の把握に関しては課題として残ったままとなっている。

また、「白木桐之箱」については該当する木箱は見当たらず（〈漆紙貼付木箱〉は関係がない）、「白木桐之箱江入目録」に記録された文書の一部が附属図書館所文書、高木貞勝氏所蔵文書および福長氏旧蔵文書に分散して伝わっていることがわかった。

黒漆文庫と白木桐箱文書は、近世後期の西高木家における系譜編纂や歴史認識を探る上で重要な文書群であり、その復元には一定の価値があると考える。このため「黒漆御文庫江入目録」と「白木桐之箱江入目録」が作成されたときの原状に復元することを試みた。それが巻

末の黒漆文庫目録・白木桐箱文書目録である。目録は次の手順で作成した。

まず、附属図書館所蔵の「黒漆御文庫江入目録」と「白木桐之箱江入目録」を翻刻した（ゴチックで表記）。各目録には先頭から順に番号が付されているが、欠けているものは〔　〕で補った。

次に、朱筆番号や内容を手掛かりに、「高木貞勝氏所蔵高木家文書目録」、『高木家文書目録』、『福長氏旧蔵西高木家文書目録』から該当する文書を探し出して、その情報（標題・年月日・作成者・宛名）を三字下げで掲載し、請求番号を【　】に記した。その際、理解を助けるため、①②～の番号を付けたものもある。

なお、番号の書かれた紙袋や包紙が現存しないものの、内容から該当文書と推測したものには※を付けた。

二　黒漆文庫の伝来

高木貞勝氏所蔵文書には、黒漆文庫の由来を記した一通の書付が伝来する（高木32）。安永四（一七七五）年夏に高木貞臧が書き記したもので、その全文は次の通りである（ナカグロ・読点は石川の補注、ルビや朱筆は原文のとおり）。

吾家之系・由緒書、
其外家江属候
太切成る書物等
入る、子孫可敬護者也、
尤系者后事校正
して巻軸与すべき也、
小大物数渾計七十六
○此外ニ覚法院様御真筆并
高木八左衛門様御状入
安永乙未夏日貞臧敬書
姑娭大成之運云爾
○先祖書大成シテ右下書壱冊
寛政三亥年　中書扣袋入壱冊
○外ニ書付九通入ル、冠山子
附言
先人郁李府君大有功業焉未全成
而早世実可恐惜也、謹書示子孫

貞臧は西高木家の十代当主である（以下「西⑩」のように略記する）。明和三（一七六六）七月に家督を継ぎ、文化九（一八一二）八月に隠居、文政二（一八一九）年六月に七五歳で死去した。隠居後は冠山と号し、まれにみる蔵書家で文人風雅の当主として知られる。[4]

右の書付から、黒漆文書は西高木家の系図や由緒書など家に関わる大切な文書を当主自らが収めたものであったことが判明する。そして子孫に対して、それらを守り伝えるとともに、系図については校正を施して完成させ巻軸に仕立てることを言い残している。

附言にある「郁李府君」は先代の篤貞を指す。篤貞は尾張藩士遠山彦左衛門景供の次男で、高木貞輝（西⑧）の養子となり、享保十六（一七三一）年に家督を継いだ。篤貞の母（霊鷲院）が貞輝の姉という関係である。附言には篤貞の功業はいまだ完成せず早世したのが惜しまれるとある（篤貞は享年四五）。このことから、家に関する文書を収集し系図編纂に取り組み始めたのは篤貞であり、貞臧はその遺志を継いだとも考えられる。

黒漆文庫の収集文書は、この貞臧が書付を残した時点で七六点であったが、収集はその後も続けられたようで、朱筆はそれを示している。まず覚法院（西③貞利）の真筆と高木八左衛門（西④貞盛の次男）の書状を反古の中から発見し追加した（これは黒漆文庫目録六にあたる）。その後、寛政三（一七九一）年成立の「先祖書」（同廿番）や新たな書付九通を加えた。また、後掲するように、黒漆文庫の中には弘化期の資料（同廿一）も含まれており、貞臧没後も子孫によって資料が追加されていったことがわかる。このため新たな木箱が必要となったのであろう。

三　黒漆文庫の内容

復元した黒漆文庫の内容は次の通りである。

一番、高木権右衛門貞勝（西⑤）が、幕府の『寛永諸家系図伝』の編纂に際して寛永十八（一六四一）年に提出した系譜の控である。現在は八通が紐で一括されているが本来は六通であり、三番と八番の二通が混ざってしまっている。

二番、同じく高木権右衛門貞勝が、先祖の家康・秀忠に対する事績をまとめて提出した書付の控である。

三番、慶安元（一六四八）年二月十日に高木新兵衛が幕府へ提出した先祖の事績書控。端裏に「新兵衛貞則様（西⑥）御調」とある。

四番、高木藤兵衛貞友（東③）が兄である祐念（貞利、西③）の働きについて記した書付。貞友自筆であるが、複写物のみが伝わる。

高木家は貞政を三家共通の元祖とし、二代貞久の次の代で貞利（西家）、貞友（東家）、貞俊（北家）にわかれた。充所の権衛門（貞勝、西⑤）は貞利の孫にあたる。

五番、寛永六（一六二九）年の知行宛行朱印状写、高木新兵衛貞則（西⑥）の明細書控、高木貞往（東⑦）からの系譜に関する回答書など五通からなる。同じ知行宛行朱印状の写は、附属図書館所蔵文書や福長氏旧蔵文書にも存在する（名図A・1・(2)・54、福長補遺61）。

六番、高木権右衛門貞勝（西⑤）の自筆書状と高木八右衛門の書状からなる。八右衛門は高木貞盛（真泉院、西④）の弟で尾張藩に仕えた。この二通は高木貞臧が天明四（一七八四）年十二月に反古の中から発見したと包紙に書かれている。

七番、松平右衛門大夫正綱から高木権右衛門貞勝（西⑤）に宛てた火事場条目。同じく松平正綱から高木貞勝に宛てた辰十一月二十日付の書付も高木貞勝氏所蔵文書に伝わっている（高木8）。

八番、現状は一通一包であるが、「黒漆御文庫江入目録」から四通一包であったことがわかる。高木権右衛門貞勝（西⑤）が松平正綱へ提出した先祖や親類に関する書付控などである。

九番、高木貞盛（順盛、西④）から高木貞勝（清入、西⑤）への譲り物の目録。信長・秀吉・家康・秀忠からの書状や知行宛行朱印状がみえる。初期文書（後述）の伝来を知る上でも貴重な資料である。

十番、酒井忠知（自楽）から高木貞則（清閑、西⑥）宛てた年賀状。西高木家を継いだ貞則は酒井家からの養子であり、忠知は実父にあたる。

十一番、高木新兵衛篤貞（西⑨）へ宛てた高木内膳貞往（東⑦）および高木求馬允貞（北⑨）からの書状。内容は篤貞が「集撰」した家系譜書に対する感想を述べたもので、文言を仮名交じりに直したところが「御尤」と答えている。このことから家系譜書が十七番の「多良高木家略譜」を指していることがわかる。

十弐番、系譜書の下書三通。高木三家の元祖である貞政より以前の系譜についても記述がある。

十三番、高木彦左衛門貞久（②）の子息についての系図調書。包紙上書から高木内膳貞往（東⑦）の自筆とわかり、貞往の印も捺されている。

十四番、徳川家綱の代始めに参府したとき、将軍家光の形見として銀五百枚を拝領した経緯についての書付。

十五番、寛政三（一七九一）年十月に系譜調査のため伊勢香取の法泉寺へ照会したときの書状。法泉寺は高木家の檀那寺である。西家三代の貞利女が法泉寺恵済へ、東家三代の貞友女が法泉寺流済へ嫁ぎ、その流済の次男が東家を継いで四代貞次を称するなど、初期の高木家とは関係が深かった。包紙は散逸したため断定はできないが、福長氏旧蔵文書の二通が該当すると思われる。

十六番、伊予大洲藩主加藤家の初代景泰は美濃国多芸郡内の領主であったが、小田原合戦後に二代光泰が甲斐国二十四万石を賜り、三代貞泰が大坂陣の功績により伊予大洲へ移った。高木家

とは初代貞政の嫡男貞次（多病により家を継がず）が景泰妹を室に迎えた関係から、主家である織田信雄の改易により高木一族が美濃を離れたとき、甲斐の光泰の許に身を寄せたことがあった。

十六番は、高木家が加藤家へ二通の黒印状の真偽を問い合わせたことに対して、加藤左近将監が黒印写を添えて光泰の判物に違いないと回答したものである。本文を翻刻しておく。

加藤遠江守光泰判物に違ひ無之候、尤代を重ね候故判物ハ持伝候無之といへとも

太閤秀吉公光泰江甲斐国拝領仰付られ之節領知八幡宮之神職方江差遣ス所之判物と同しけれハまさしく違ひ無之候、

右判物ハ当時甲州八幡之神職今沢山城所持有之也

正月四日　　左近将監

二通の黒印状は、東高木家に伝来した天正十九（一五九一）年十一月十二日付領知目録と同年十一月吉日付知行目録である。この二通は、織田信忠の黒印状として伝わっていたようであるが、信忠は天正十年に死去しており矛盾が生じる。そこで年を天正九年の間違いとする説や豊臣秀吉の黒印とする説も考えられたが、年の間違いは根拠が薄く、また高木家は秀吉に属したこともなかった。そこで高木家が身を寄せていた加藤家に照会したところ、加藤光泰の黒印と判明したのである。東高木家文書を翻刻掲載する『岐阜県史』は「加藤光泰高木黨領知目録」「加藤光泰高木衆知行目録」と名付けている。[5]

十七番、高木篤貞（清海、郁李府、西⑨）自筆の高木家略譜で、包紙に「可珍賞」と書かれている。仮名交じり文で書かれた系譜であることから十一番の内容と対応する。現状の包紙と中身は一致していない。

十八番、高木三家の当主の連名による届書控。三当主は高木易貞（北⑦）、高木貞次（東④）、高木貞則（西⑥）と思われる。

十九番、高木三家には、それぞれの家に、戦国期から織豊期・近世初めにかけての古文書が伝来していた。斎藤義龍、織田信長・信忠・信雄、豊臣秀吉、徳川家康・秀忠などが高木貞政・貞久および貞利・貞秀・貞友・貞俊の兄弟らに宛てた書状や知行宛行状などであり、高木家の出自や由緒を示す証拠として各家で大切に保管されてきた（これらを便宜的に「初期文書」と呼ぶ）。この「御判物類写」は、西高木家が西・東・北家および法泉寺に伝わる初期文書を書写したものである。現在所在不明の北家伝来文書も書写されており、近世に伝来していた初期文書の全貌を示す資料として極めて貴重である。大正期に高木家文書を調査した東京大学史料編纂掛が謄写本を作成しており、東京大学史料編纂所において『高木氏旧記』という名称で公開している。

廿番、寛政三（一七九一）年に幕府へ提出した西高木家の先祖書の控。高木修理貞臧（西⑩）までを掲載する。包紙上書にある「右之節御調大下」一冊は該当文書不明。寛政十一年の書上控は寛政四年以降の追加分を記す。

廿一番、弘化三（一八四六）年に幕府へ提出した先祖書に関する書類である。幕府からの一連の達書写および改めて提出を命ぜられた文化八（一八一一）年の「系譜之内御尋之趣御答書」と弘化三年版「先祖書」の控が該当すると思われる。

廿二番、文化八（一八一一）年に幕府へ提出した「系譜之内御尋之趣御答書」に関する書類一括である。

廿三番、「黒漆御文庫江入目録」には「御家之大系図写　壱巻」とあるが、該当する系図は見当たらない。高木貞勝氏所蔵文書の「高木系図」（高木16）や福長氏旧蔵文書の「高木系図」（福長2－1－2）の可能性も考えたが決め手がないため保留とした。

廿四番、東家および北家の寛政三年版「先祖書」と「系譜之内御尋之趣御答書」を西家が文化八（一八一一）年に書写したものである。このうち高木監物貞固（北⑫）が提出した先祖書の写は、現存する唯一の北家の先祖書となっている。

四　白木桐箱文書の復元

次に白木桐箱文書の復元も試みた。白木桐箱文書については、すで

に木箱が存在せず、該当すると思われる文書が高木貞勝氏所蔵文書・附属図書館所蔵文書・福長氏旧蔵文書に分散して伝わっている。散逸状態が著しいため確証を得られなかった文書も少なくない。そのため一件ごとの内容は紹介せず、四種に大別して概要を述べるに留める。

第一は、系譜類や由緒書である（弐～六、十一、十二、十八～廿、廿六、卅一番）。高木家のみならず、法泉寺や遠山家など縁戚関係にある他家の系譜も存在する。

第二は、系譜編纂のため他家との間で交わされた先祖についての問合書・返答書である（七～十、十三～十六、廿七、卅番）。ただし、本来は朱筆で番号が書かれていたであろう一括包紙や紙袋が散逸して文書単体で残っているため、内容から推測したものが大半を占める。福長氏旧蔵文書には、この他にも酒井家・荒川家・小笠原家・前田家との往復書状が伝わっており、これらも白木桐箱文書であった可能性がある。

第三は、弘化三（一八四六）年に系譜編纂のため、高木三家がそれぞれ所持している当代御書判物や諸将方御書判物（初期文書）を照合するにあたって、東家と西・北家との間で交わされた往復問答書である（廿一～廿三番）。判物類などの写（一・十七・弐十六番）も関連資料と思われる。系譜の編纂にあたっては高木家の本家末家の問題（「本末之儀」）が惹起され、東家と西・北家の間で激しい応酬が繰り広げられた。

残りは、泰了院（衛貞、西⑦）時代の御能見物に関する書類（廿四番）、寛政十二（一八〇〇）年の江戸屋敷門番一件（廿八番）、宝暦治水や川通御用に関する書類（廿五・廿九番）である。

おわりに

黒漆文庫・白木桐箱文書の復元を試みてきたが、これらは領知支配や家政運営に関する文書群とは区別される、高木家文書における「後世の歴史書編纂のために残す徴古史料」[6]と位置づけることができよう。

高木貞臧が家に関する資料を収集し保存した背景には、貞臧の時代に「先祖書」の提出が幕府に命じられ、先祖の事績や自家の由緒をまとめる事業が展開されたことが考えられる。しかも貞臧は歴代当主の石碑（墓石）建立にも着手し、西家墓所の整備をおこなってもいる。[7]黒漆文庫は「先祖書」編纂や墓所整備と関連した貞臧による高木家の歴史編纂事業の一環として成立したものと位置づけたい。

そして貞臧後も経貞・貞広により資料の収集と系図の校正が続けられた。黒漆文庫・白木桐箱文書は明治以降も西高木家において系譜編纂のために活用された形跡があり、このことが錯綜した現在の状態をもたらしたものと思われる。

今後の課題としては、本稿の成果を踏まえて、高木家における系譜編纂の取り組みを解明することにある。特に、高木家が時・多良両郷に入郷し、三家が分立するに至った経緯については系譜編纂における最大の焦点であり、本家末家に関わる問題として三家間で論争にもなった。この問題を念頭におきながら黒漆文庫・白木桐箱文書と関連文書の解読を進めていきたい。

(1) 石川寛「高木三家文書の現状と課題―高木家文書調査報告書２０１３―」（『名古屋大学附属図書館研究年報』一一、二〇一五年）。
(2) 伊藤孝幸「高木貞勝氏所蔵高木家文書」（『名古屋大学古川総合研究資料館報告』一〇、一九九四年）、同「高木家文書調査報告（補遺の五）」（『名古屋大学古川総合研究資料館報告』一一、一九九五年）に収録の「高木貞勝氏所蔵高木家文書目録（その二）」。なお、高木貞勝氏は二〇〇五年に逝去されたが、本稿では目録に従い「高木貞勝氏所蔵」と呼ぶことにする。
(3) 秋山晶則「高木家文書調査報告（補遺11）」（『名古屋大学附属図書館研究年報』一、二〇〇三年）に収録。
(4) 『上石津町史　通史編』（上石津町、一九七九年）三六七～三六九頁。
(5) 『岐阜県史　史料編　古代・中世一』（岐阜県、一九六九年）六一四～六一六頁。
(6) 原田和彦「松代藩における文書の管理と伝来」（国文学研究資料館編『藩政アーカイブズの研究』、岩田書院、二〇〇八年）。
(7) 石川「西高木家墓所について」（大垣市教育委員会『岐阜県史跡旗本西高木家陣屋跡―測量調査・発掘調査報告書―』二〇一三年）。

追記　本稿は科学研究費補助金・基盤研究(B)「旗本高木家文書を中心とした分散資料の統合と共有化に関する研究」（研究課題番号：１５Ｈ０３２３７）による成果の一部である。

黒漆文庫目録

〔一〕
権右衛門尉貞勝様御代
一寛永十八年巳六月十一日附
公儀江御書上之御系譜之御扣　都合六通

一番
六本之内
権右衛門貞勝公御差出御系普之御扣

〔系譜下書〕　【高木1あ端裏書】
〔系譜書控〕　【高木1あ】
寛永十八年巳六月十一日
高木権右衛門↓
〔系譜書控〕　【高木1い】
寛永十八年巳六月十一日
高木権右衛門↓
〔系譜書控〕　【高木1う】
寛永十八年巳六月十一日
高木権右衛門↓
〔系譜書控〕　【高木1え】
寛永十八年巳六月十一日
高木権右衛門↓
〔系譜書控〕　【高木1お】
〔系譜書控〕　【高木1か】

〔二〕
同貞勝様御代
一公儀江御奉公被遊候筋目之事
御書上ケ九月廿三日
山口修理様江御差出之御扣　弐通

二番
弐本之内
権右衛門貞勝公御差出ノ扣　【高木2あ端裏書】
先年従　権現様相国様迄御奉公申上筋目之事
九月廿三日
高木権右衛門↓山口修理様　【高木2あ】
先年　権現様ゟ相国様迄御奉公申上筋目之事
高木権右衛門↓　【高木2い】

〔三〕
一慶安元子年二月之御書付ニ
寛永拾八年巳六月十一日
貞勝也
高木権右衛門
前廉ゟの下書ヲ従江戸取ニ被下候間
又下書仕り慶安元年子ノ二月六日ニ書置也
但二月八日ニ下候
右之御書付ニ而御奉公御筋目書弐通有之
但貞勝様御代成ニ而
新兵衛貞則様御調ト見エル

三番

慶安元子年二月
弐通之内　新兵衛貞則公御調

御当家江先祖代々御奉公申上ル筋目之事　【高木3あ端裏書】
子ノ二月十日
高木新兵衛↓

御当家江先祖代々御奉公申上ル筋目之事　【高木3あ】
子ノ二月十日
高木新兵衛↓

〔寛永十八年六月十一日付下書江戸へ送付等につき書付〕　【高木3い】
（慶安元年子ノ二月六日）

〔四〕
寛永十八巳年
一　権右衛門尉貞勝様江
藤兵衛貞友様ゟ　御直筆御書付　壱通

四番
権右衛門貞勝様江　被進之候御書付也
藤兵衛貞友様ゟ
但寛永十八年ナリ　但貞友様御直筆　【高木4包紙・複製】

〔播磨国神吉の城へ信長攻撃時の働き記載の依頼につき書付〕　【高木1く】
七月八日
藤兵衛↓権衛門殿　【高木4・複製】

〔五〕
一　御朱印写等其外共　五通入

五番
御朱印写等
其外共五通入　【高木5あ～か包紙】

〔知行充行朱印状写〕
寛永六（年）八月八日
↓高木新兵衛尉　【高木5あ】

覚（高木新兵衛明細書控）
延宝八庚申年七月九日　【高木5う】

別啓（先祖書の記載方につき書状下書）
（申）十一月十九日
家老両人↓土田庄太夫様　【高木5え】

〔自身山本方四男の旨につき書状〕
二月九日
（高木貞往↓）　【高木5お】

覚（西尾豊後守と高木新兵衛との関係等につき書付）
十一月十九日
蔵人↓寒七様　【高木5か】

六番
一　権右衛門貞勝様江
高木八左衛門様ゟ　御書等之壱包

六番
権右衛門様（貞勝公）御自筆御状　壱通

并名古屋江御有附被成候由真泉院様御弟之由也（高三百万石与云）
高木八左衛門様書状壱本
右者天明辰杪冬念伍於
反古之中護之謹納置候也　冠山子

〔多賀出向に際する挨拶につき書状下書〕　【高木6あ～え包紙】
九月晦日
高木権右衛門↓

〔爰元吉利支丹穿鑿の模様等につき書状〕　【高木6あ】
九月廿五日
高木八左衛門（花押）↓高権右様

【高木6い】

七

一寛永十七年　貞勝様御代
松平右衛門太夫様ゟ火事場之御触御本紙　壱通

七番

寛永十七年
松平右衛門大夫殿ゟ火事場之御触壱通

【高木7包紙】

覚（火災時条目）
寛永十七年辰十二月六日
松平右衛門大夫（花押）↓高木権右衛門殿

【高木7】

八

一寛永十八年貞勝様御書上下　壱通　①
正保五子閏正月廿四日
一松平右衛門太夫様江貞勝様ゟ御書上　壱通　②
一正保二年酉十二月御同所様江被差出候御親類書　壱通　③
一関ヶ原御陣之節之御書付　壱通　④
〆四通壱包

八番

寛永正保之頃松平右衛門様江御差出御同所様ゟ御達被参候御扣
其外御書付類入　【高木8包紙】

①
覚（祖父権右衛門及び親平兵衛の享年等につき書付控）
寛永十八年巳六月　【高木5い】

②
覚（出生地及び知行拝領地につき届控）
正保五年子ノ閏正月廿四日
高木権右衛門↓松平右衛門太夫様　【高木1き】

③
親類縁類之事
正保弐年酉十二月十日
高木権右衛門印判↓松平右衛門太夫書判　【高木33】

④
関ヶ原御陣之節（高木三人案内の模様等につき書付）　【高木29】

九

一順盛様ゟ清入様江　御譲物御書付　弐通

九番

順盛様清入様へ之御譲物御書付

【高木9あ～い包紙】

此箱之内ニ有覚
（寛永九年）申ノ九月十八日
順盛㊞→高権右衛門殿

【高木9あ】

〔多良村及び時村知行高目録覚写〕

【高木9い】

十
一 清閑様江御実父酒井自楽様ゟ御書　壱包

拾はん
清閑様御実父酒井自楽様より清閑様江之御状与相見候

【高木10包紙】

〔年賀等につき返書〕
二月三日

【高木10】

十一
一 新兵衛篤貞様江
内膳様貞往
求馬様允貞ゟ　御書共　壱包
御朱印御調ニ付御挨拶之

拾一はん
新兵衛様江　御朱印御調ニ付
内膳様　御挨拶之
求馬様ゟ　御書物入

【高木11包紙】

〔家系譜書求馬へ調達する等につき書状〕
二月廿七日
高内膳→高新兵衛様

【高木11】

〔系譜の件等につき書状〕
十一月廿八日
高求馬→高新兵衛様

※【高木43】

十弐
一 御系譜書之内　三通壱包
古書共

拾弐はん
系譜書之古書　三通

【高木12あ～う包紙】

〔系譜書下書〕

【高木12あ】

〔系譜書下書〕

【高木12い】

〔貞家以降代々生年等書付下書〕

【高木12う】

十三
一 御系譜御調之節
篤貞様江内膳様之御書付　壱包

十三はん
御系図書　一通
是者東屋敷ヨリ参候也　内膳殿之手跡と見エタリ
印モアルナリ

【高木13包紙】

〔系図書〕

【高木13】

〔十四〕
一 御遺金御拝領等之御書付　壱包
十四はん
御遺御拝領等之御書付入
〔大猷院形見拝領等につき書付〕
【高木14包紙】
【高木14】

〔十五〕
寛政三亥ノ十月
一 法泉寺江御系譜御調ニ付書状　壱包
〔先祖平兵衛尉貞盛妹の嫁ぎ先につき問い合わせの書状〕
十月七日
三和、小寺→法泉寺御役僧中様
※【福長1－7－60】
〔平兵衛尉貞盛妹は法泉寺恵済妻につき書状〕
十月廿三日
※【福長1－8－207】

〔十六〕
一 加藤左近将監様ゟ御書付壱通　外共　壱包
但篤貞様御代
十六はん
予州加藤左近将監殿ゟ来候書付壱通
【高木15あ～う包紙】
〔加藤遠江守光泰判物に違いないにつき書付〕
正月四日
左近将監→
【高木15あ】

〔加藤光泰黒印写〕
【高木15い】
別啓（八幡宮神職山城方の黒印と相違ない等につき書状）
首春廿一日
祖篆→高木新兵衛様
【高木15う】

〔十七〕
一 清海様御自筆仮名交御略譜　壱通
十七はん
先人郁李府君号清海手沢書也尤可珍賞
○御先祖書略譜　一通
多良高木家譜略
篤貞→
【高木16包紙】
【高木35】

〔十八〕
元禄三午三月
一 高木伊勢守様
藤堂伊与守様江　御三所様ゟ被差出候御勤書下　壱通
十八はん
元禄三午年三月
高木伊勢守殿
藤堂伊与守殿江　差出下扣
覚（在所での役勤め等につき届控）
元禄三年午ノ三月廿五日
高木次郎兵衛・高木藤兵衛・高木新兵衛→
高木伊勢守様・藤堂伊予守様
【高木17包紙】

十九

大神君様始
一太閤様
信長様ゟ　御書等之写　壱冊
御先祖様江

拾九はん
御判物類写

【高木17】

廿

一寛政三辛亥年
同十一己未年
御系譜御書上御扣　三冊入壱袋

弐十はん
寛政三辛亥年十月御書上御扣　壱冊　①
右之節御調大下　壱冊　②
寛政十一己未年十一月御書上御扣　壱冊　③
御系譜書等三冊入

【高木18】

【高木19あ～い紙袋】

①
先祖書
寛政三亥年十月
交代寄合高木修理↓

【高木19あ】

②
〔該当文書不明〕
③
先祖書二冊之内子ヨリ未迄

寛政十一未年十一月
交代寄合高木修理判↓

【高木19い】

〔廿一〕
一弘化三午年
御系譜御書上一件　壱袋

二拾一はん
弘化二乙巳年十月被
仰出同三丙午年春中御調有之
同八月附ニ而九月七日御掛り大目付
松平式部少輔様江御差出之事
御先祖書御書上一件入
酒井春之丞
大嶽半之進
三和六左衛門

【高木20あ～お紙袋】

御老中阿部伊勢守様ゟ御先祖書
被差出候様被仰渡候御書付之写
右ニ付大目付御目付様ゟ御達書之写
弘化二乙巳年十月
同　三丙午年三月
酒井春之丞・大嶽半之進・三和六左衛門↓

【名図F・1・(1)・29】

系譜之内御尋之趣御答書
文化八未年閏二月（弘化三年九月差出）
高木修理↓

※【名図F・1・(1)・6】

先祖書
弘化三丙午年八月
交代寄合高木修理経貞判↓

※【名図F・1・(1)・7】

〔廿二〕

一 文化八未年

御系譜之内御尋ニ付御答御書上一件　壱袋

二十二はん

文化七午十一月御達有之候御系譜御答書

同八未年閏二月御差出相済候始末取調御書類一件入袋

目録　御答書　壱冊袋入　①

御尋書帳写　壱冊

認振合帳写　壱冊　壱袋　②

御達書五通入　壱包　③

酒井若州様江御問合状　一通　④

御留守居勤方始末書留帳　壱冊　⑤

御執事職

土屋友信

【名図F1・1・5あ～し紙袋】

①

系譜之内御尋之趣御答書

文化八未年閏二月

高木修理↓

【名図F・1・(1)・5さ】

②

御城

高木修理殿　遠山左衛門尉

佐野宇右衛門

本紙者御返却是者御写

【名図F・1・(1)・5く～こ包紙】

家尋帳（控）

美濃衆高木修理↓

【名図F・1・(1)・5く】

系譜之内御尋之趣御答書（雛形）

【名図F・1・(1)・5け】

〔系譜調御用答書等差出方につき達書〕

十一月九日

佐野宇右衛門・遠山左衛門尉↓高木修理殿

【名図F・1・(1)・5こ】

③

御達書　本紙　五通

【名図Fう～き包紙】

〔系譜調御用答書等差出方につき達書〕

十一月九日

佐野宇右衛門・遠山左衛門尉↓高木修理殿

【名図F・1・(1)・5う】

〔系譜調御用差出先変更につき達書〕

十二月十三日

初鹿野伝右衛門・水野中務↓

高木修理殿・高木藤兵衛殿・高木大次郎殿

【名図F・1・(1)・5え】

〔系譜調御用家尋帳持参につき達書〕

二月七日

初鹿野伝右衛門・水野中務↓

高木修理殿・高木藤兵衛殿・高木玄蕃殿

【名図F・1・(1)・5お】

〔系譜調御用答書差出につき達書〕

↓高木修理

【名図F・1・(1)・5か】

〔系譜調御用答書ならびに尋書認振模本につき達書〕

↓高木修理

【名図F・1・(1)・5き】

④

清閑院御実母様之御儀

酒井若狭守様江為御問合往復附札入

書状壱通

〔貞則実母の実名問い合わせにつき奉書〕　【高木42あ～い包紙】

十一月廿二日

土屋数馬友信（花押）→酒井若狭守様御家老中様　【高木42あ】

〔実母家女と記載する等につき書付〕　【高木42い】

⑤

文化七午十一月御達有之候御系譜御答書

同八未年閏二月御差出相済候始末

御留守居方勤向筆記

未三月十九日

御取調御用掛り御家老土屋数馬

【名図F・1・(1)・5し】

〔廿三〕

一御家之大系図写　壱巻

〔該当文書不明〕

〔廿四〕

寛政三亥年

一御両所様ゟ被差出候御系譜并御答書共　都合四冊

合弐冊

先祖書

寛政四壬子年閏二月

交代寄合高木中務貞直→

（文化八未年写　西館扣）

系譜之内御尋之趣御答書　【高木20あ】

文化八未年閏二月

高木藤兵衛→

（西館扣）　【高木20い】

先祖書

寛政三辛亥年月日

交代寄合高木監物据判→

（文化八未年写　西館扣）　【高木20う】

家尋帳

美濃衆高木大次郎→

（西館扣）　【高木20え】

白木桐箱文書目録

一

一 御判物其外御書等之御扣　壱冊

〔該当文書不明〕

弐

一 御家之御系譜大下　壱冊

弐はん

多良高木系譜

寛政三辛亥年十月再紀

（冠山貞臧↓）

【名図F・1・(1)・17】

〔三〕

一 同略系　壱冊

三はん

大鷹略系図　完

【名図F・1・(1)・9】

〔四〕

一 津谷村之徒

高木党之事　壱冊

〔該当文書不明〕

〔五〕

一 飯森谷合戦抜書　壱冊

五番

飯森谷合戦抜書

明暦二丙申年三月八日

高木彦市・高木兵蔵・松永清兵衛↓

（安永三年の冠山奥書あり）

【名図F・8・(1)・164】

〔六〕

一 臥龍山

駒野山之由来　壱冊

六番

臥龍山遺書

駒野城山由来

【名図F・8・(1)・282】

〔七〕

文政五年

一 諸家様江御問合書　壱〆

〔該当文書不明〕

〔八〕

文政四年

一 加州高木伊織殿江御問合書　壱封

覚（高木勝兵衛貞秀事績につき問い合わせ）

（文政四年）十一月

※【福長5－15】

〔九〕

天保八酉年三月
一松平外記伊昌様之御末孫
酒井左衛門尉様江御問合書　壱〆
〔高木平兵衛貞盛妻死去年月日・法号・葬地などにつき照会書〕
※【福長1－10－52】
〔右の下ヶ札二枚〕
※【福長1－10－53・54】
口上（お冨縁付の松平外記家につき問合書）
四月
高木修理使者橋本周右衛門→
※【福長5－148】

〔十〕
一彦根長野様江御問合書　壱封
〔御許様へ縁付のお辰の夫十郎左衛門の名乗照会につき返書〕
（弘化三年）五月廿一日
信沢佐右衛門→
三和六左衛門様・伊東幾右衛門様・小寺勘兵衛様・小寺勇様
※【福長1－9－47】
〔右の別紙　五代目長野十郎左衛門の名乗〕
※【福長1－9－48】

〔十一〕
一往古駒野之御城御譲之御順序　壱包
〔該当文書不明〕

〔十二〕
一勢州香取法泉寺由緒書　壱巻
〔該当文書不明〕

〔十三〕
弘化三丙午年
一法泉寺御問合書　壱〆
旧記写
弘化三丙午年三月
※【福長5－62】
〔旧記等取調につき書状〕
（弘化三年）八月十九日
御用人四人→法泉寺御役僧中様
※【福長5－167】

〔十四〕
寛政四子年
一土屋頼母様ゟ御問合書　壱包
〔該当文書不明〕

〔十五〕
一大垣表江
安誓院様御由緒御問合書　壱通
拾五番
大垣表江
安誓院様御由緒御問合書
【福長5－82－1包紙】
〔照会の安誓院法号・卒去年月等につき返答書〕
六月二日
水野文内→土屋数馬様

【福長5－82－1】

〔十六〕

一 江戸永田馬場

松平鑄之丞様御家老　壱包

本多八郎ゟ内々問合一件

拾六番

江戸永田馬場松平鑄（トウ）之丞様御家老本多八郎ゟ

大垣御家中奥田助次江伝

法寿院様御続ゟ八左衛門様御子様之義問合書

則答書共入

天保十四五年之頃也

【福長4－217～222包紙】

〔本多八郎より高木様方へ問い合わせ依頼の経緯につき書状〕

七月十九日

奥田助次→田宮専右衛門様

【福長4－219】

〔別紙書取を一覧のうえ取り計らい願うにつき書状〕

七月十九日

田宮専右衛門→

三和六左衛門様・伊東幾右衛門様・小寺勘兵衛様・小寺勇様

【福長4－220】

〔本多八郎より問い合わせの件に関し返答頂戴につき礼状〕

八月十六日

奥田助次→

【福長4－218】

〔先方より別紙書取を以て御礼申し遣わしにつき書状〕

八月廿日

田宮専右衛門→

三和六左衛門様・伊東幾右衛門様・小寺勘兵衛様・小寺勇様

【福長4－217】

〔高木貞盛・貞勝・貞信三代の系図〕

【福長4－221】

〔吉村治左衛門以下略系図〕

【福長4－222】

〔八左衛門系譜につき返答の下ヶ札三枚〕

※【福長1－4－96】

〔十七〕

一 御三所様御朱印写　壱包

〔該当文書不明〕

〔十八〕

一 尾州遠山世系　壱巻

〔該当文書不明〕

〔十九〕

一 竹腰宗系譜書　壱巻

〔尾張藩付家老竹腰氏系図〕

※【福長4－179】

〔廿〕

一 遠山家江頼朝公ゟ御下文　壱巻

二十番

遠山系図　下文　書写

【名図F・9－(1)・25端裏書】

〔源頼朝および足利尊氏・義満・義持・義教・義政・義稙下文写十通〕

【名図F・9－(1)・25～34】

〔廿一〕

弘化三午年三月

一 御系譜御書上二付

西北御両所様江東様ゟ御問合御往答　壱袋

〔系譜御改のため所持の書類引合につき書状〕

（弘化三年）三月十日

高木大内蔵→高木修理様・高木求馬様　※【福長補遺62】

〔東家所持書翰類焼失は大内蔵の虚言につき書付〕

貞広→　※【福長補遺63－1】

〔当代御書判物・諸将方御書判物類の所持分残らず拝見いたしたきにつき返書案、後欠〕

（高木修理・高木求馬→高木大内蔵）　※【福長補遺63－2】

〔所持の書類写提出方依頼に対する返書〕

三月十二日

高木大内蔵→高木修理様・高木求馬様　※【福長5－85－1】

〔本末の事を申し出るは不容易、これよりは役人共に示談させるにつき返書案〕

三月十三日

高木求馬・高木修理→高木大内蔵様　※【福長5－85－2】

〔当代御書の内御黒印は残り、その余は本書残らずにつき書状〕

三月廿七日

高木大内蔵→高木修理様　※【福長補遺55】

〔別帳中本紙所持の分に御印下されたきにつき書状〕

四月三日

高木大内蔵→高木修理様・高木求馬様　※【福長5－158－2】

〔本紙所持の分に御印の件などにつき返書〕

四月八日

（高木修理・高木求馬代筆→高木大内蔵）　※【福長5－158－1】

諸将方其外共書類写　※【福長1－3－23】

〔諸将方其外共書類写控、本紙所持の分に朱筆〕　※【福長補遺9】

〔廿二〕

一 右御同断二付

右御両所様ゟ東様江御家老共問合往答　壱袋

〔系譜書上につき東家と西・北家の役人同士懸合書付〕

（三月廿一～廿二日）　※【福長5－87－2】

〔慶長二年書付などにつき西・北家役人口上控〕

（三月廿三日）　※【福長5－87－4】

〔系譜書上一件につき東家役人よりの問い合わせ控〕

三月廿三日　※【福長5－87－3】

〔系譜書上一件につき問い合わせ下書〕　※【福長5－87－1】

〔慶長二年書付などにつき東家より返答口上控〕

（三月廿五日）　※【福長補遺6】

（慶長二年書付の件、先祖書への書込方などにつき書付）

（四月二日）　※【福長補遺7】

〔廿三〕
一 右御同断二付
東様江所持之御判物類写弐冊入　壱袋
信忠公ヨリ御書付之写（領知・知行目録写）　※【福長補遺10】
〔弐冊の内一冊は該当文書不明〕

〔廿四〕
泰了院様御代
一 御能御内見一件　壱包
泰了院様御代
御能見物被　仰候調書類入
二拾四番
〔安永五年日光社参時祝儀能等に関する問合せにつき返答書控〕　【高木21－あ～せ包紙】
（四月廿八日、五月二日）
（高木修理家来橋本周右衛門→大小目付中）　【高木21－あ】
〔祝儀能見物一件につき返書〕
六月十二日
立木善左衛門→
酒井春之丞様・大嶽半之進様・三和六左衛門様　【高木21－い】
〔祝儀能に関し大小目付宛届出につき留書〕
（天保十四年六月）
高木修理家来橋本周右衛門→　【高木21－う】
〔祝儀能に関し大小目付宛届控〕
（天保十四年）六月
高木修理家来橋本周右衛門→　【高木21－え】
覚（宝永六年五月の代替り祝儀能見物等につき書付）　【高木21－お】
〔宝永六年五月の代替り祝儀能見物等につき書付〕　【高木21－か】
〔宝永六年五月の代替り祝儀能見物等につき書付〕　【高木21－き】
〔宝永六年五月の代替り祝儀能見物等につき下ケ札〕　【高木21－く】
〔求馬様能見物につき書付〕　【高木21－け】
泰了院様御参府之御年数　【高木21－こ】
〔五郎左衛門様代参府につき書付〕　【高木21－さ】
〔宝暦十年篤貞参府につき書付〕　【高木21－し】
新左衛門覚（貞俊家督相続等につき書付）　【高木21－す】
〔三五郎及び金弥の養子願いにつき書付〕　【高木21－せ】
〔高木新左衛門家督礼等につき返答書〕
天保十四卯年六月十九日
〔能一件は不明等につき書状〕　※【高木22】
六月廿四日夕
立木善左衛門→大嶽半之進様・三和六左衛門様　※【高木23】
〔心得までに求馬方書留め等連絡するにつき書付〕
卯六月廿六日
三和六左衛門・大嶽半之進・酒井春之丞→橋本周右衛門殿

※【高木24】

〔廿五〕
宝暦四五濃尾勢州川々御普請之節
一御拝領物覚書　壱通

宝暦四甲戌年同五乙亥年
濃州尾州勢州川々御普請
松平薩摩守御手伝之節
御褒美左之通
（文化八年）

※【福長4－204】

〔廿六〕
一香取法泉寺系譜　壱巻
外二壱通添

二拾六番
安田法泉寺
大系図

〔法泉寺歴世系図〕
大鷹武一郎↓

【福長4－72端裏書】

〔外二壱通添は該当文書不明〕

【福長4－72】

弐十六番（ママ）
一御系譜其外古書之抜書　壱包

〔該当文書不明〕

〔廿七〕

一平兵衛様御次男八左衛門様
尾侯へ仕へ次第書　壱通

〔高木八左衛門家由緒書〕

※【福長4－254】

〔廿八〕
寛政十二申年
一江戸御屋敷御門番一件　壱通
中務様御状

〔該当文書不明〕

〔廿九〕
寛政三亥年
一川通御用御勤被遊候年暦取調書　壱通

〔該当文書不明〕

〔卅〕
永井様江
一新城軍兵衛之儀問合答書　壱通

〔該当文書不明〕

〔卅一〕
一御系譜之内古書　壱包
但御反古同様之分也

三拾一番
系譜古書
反古同様也

【福長5－88－1～4包紙】

〔貞家から允貞までの北高木家系図〕　【福長5－88－1】

〔貞友から貞往までの東高木家系図〕　【福長5－88－2】

釜之壇高木始事（高木貞久家系図）　【福長5－88－3】

〔磯野氏・井口氏などの系譜下書〕　【福長5－88－4】